

日本の金融統計

後藤新一著

金融経済研究所叢書 別冊

東洋経済新報社

著者紹介

大正15年10月 大分県に生まれる。

昭和25年3月 九州大学法学部卒業。

昭和25年4月 三井銀行入行。

現在 同行調査部長。

主 著 『銀行取引の相手方』（昭和36年8月，産業経済社）

『本邦銀行合同史』（昭和43年7月，金融財政事情研究会）

『中小金融機関の再編成』（昭和48年4月，金融財政事情研究会）

大内賞，エコノミスト特別賞受賞。

現住所 東京都目黒区東山2-1-10 上目黒パークマンション601号

日本の金融統計 （金融経済研究所叢書別冊）

昭和45年7月20日第1刷発行

昭和48年9月5日第2刷発行

著 者 後 藤 新 一

発行者 宇 梶 洋 司

発行所 東洋経済新報社

東京都中央区日本橋本石町1-4

電話 東京 (270) 4111 振替口座 東京6518

郵便番号 103

『金融経済研究所叢書別冊』の刊行によせて

本研究所は、その共同研究の成果を発表する目的をもって『金融経済研究所叢書』を刊行しつつあるが、研究所の事業目的に合致する研究、調査を推進し、その成果を随時に発表するために、別に『金融経済研究所叢書別冊』を刊行することとした。

『別冊』の形式による研究、調査の成果の刊行は、研究所の事業目的に添うものであるべきことは、いうまでもないが、財団法人金融経済研究所の、わが国の学界、さらには社会一般に寄与するという設立趣旨を、これによっていっそう幅広く実現する一助となることを期待するものである。

上のごとき、『別冊』の形式による刊行については、財団当局の財政的援助と、出版社東洋経済新報社の好意によるものであることは、『叢書』についてと同様である。趣旨と事情を記して感謝の意を表するとともに、広く学界ならびに金融経済界の理解と支援を望むものである。

昭和45年7月

金融経済研究所

本書の刊行にあたって

本書について推薦がましい序文のごときものを書くことは、必要なことというべきであろう。著者後藤新一氏は『本邦銀行合同史』（昭和43年）その他によって、研究者としてすでに名声ある人であり、本書の価値については、読者は、著者の「はしがき」、あるいは、本文のどの1ページを繙くことによって、それを知りうるであろうからである。ただ、わたくしは、次に述べるような事情から、本書の刊行にあたっての言葉として、序文のごときものを書く義務を感じるとともに、著者の長い、綿密な仕事ぶりを眺めていた者として、その完成を喜ぶ意味で、あえて、この文章を草することとした。

かねてから、著者後藤氏の研究が、地味ではあるが、近來まれな、前人の未踏ともいうべき資料価値あるものと考えていたわたくしは、その完了をまち、その刊行について、一方、本財団当局者の諒解と援助を請うとともに、他方、著者後藤氏に、その原稿を乞い受けて、これを『金融経済研究所叢書』の1冊として刊行することを考慮していたのであった。幸い、財団当局者の理解ある賛同と援助を得、また著者の快諾を得て、ここに、本書のような形で刊行の運びとなったのであった。

わたくしは、著者の仕事ぶりを長く眺めていたとはいっても、その具体的内容の細部については、ごく一部分を知るにすぎないが、著者の研究、調査にあたっての慎重な態度、手法、さらに、その経緯を知るにしたがって、いっそう、その価値の高く評価せらるべきことを信ずるにいたった。

著者が、本書に傾けた努力は、単に資料探索についてのみでなく、既存の、また刊行されている、あらゆる統計書、統計を含む図書に記載されている計数についての比較、検討や、その資料出所の明示、解説にみることができる。著者が参看した資料のおもなものは、巻末の「参考文献」に掲げられているところであるが、各種の統計書における計数の比較、検討の結果、それらの間における不突合については、その原因を究明し、また正確であるべき計算の結果を、みずから計算機によって算出、記載している個所は、いちいち記しえない数にのぼっており、それらについての解説は、それぞれの個所に記されている。それらの個所について、わたくしは散見的にはあるが、原稿ならびに校正刷の段階で、これを見て、その厳格な態度と手法に敬意を感じたのであった。このような調査、資料の探索の経緯については、著者「はしがき」に、その概要の記されているところである。

さらに、ここに特記しておきたいことは、著者が、この長い歳月をかけての調査、研究を、行務は行務として怠ることなく、行務外の時間に、寸暇を利用し、あるいは休日をあてることによって行なってきたことである。このことは、本務をもつ者として当然のことではあるが、その間における著者の苦心と努力と、その成果には、率直に敬意を表するものである。巻末の「統計表索引」は、利用者の便に資すること、大なるものがあるといいうるであろう。

本書の成るにあたっての著者の慎重、厳正な態度は、上に記したことからも明らかなるところであるが、著者からきき知って、わたくしも著者ととともに、なお心残りの点がまったくないわけではない。

それは、最終章（第8章）「金利」に関する計数表（表110 東京の銀行預貸金金利）のうち、明治前半期についての計数は、他のいずれの統計書も、「明治30年幣制改革始末概要」を、その典拠としているとみられるが、その明治1年12月から、同6年12月までの計数について（同7年以降については、ほかにも照合の資料はあるが）「始末概要」に、「三井銀行調」による旨の注記があるのみであって、その原本ともいうべきものを、著者の非常な努力にもかかわらず、未だに、実見しえないままであることである。この原本を実見することは、あるいは不可能事かとも思われるが、その探索について、著者は今後も努力をつづけることであろう。大方の協力、示教を得る機会とも考え、あえて、このことを付記する次第である。

本書は、当初『金融経済研究所叢書』の1冊として刊行する予定であった。『叢書』は、本研究所の共同研究の成果を発表するために企画せられたものであったが、これとは別に、研究所の事業目的に合致する研究、調査を援助し、その成果を随時に刊行するために『金融経済研究所叢書別冊』の形式をとることの便宜を考え、財団当局者の諒解を得、本書を、この『別冊』の方式によって刊行することとした。

以上のような、本書刊行にいたった経緯を記したのは、財団当局者の深い理解と援助に対して感謝の意を表するためと、著者後藤氏が、本研究所の求めに応じて快諾されたことについて謝意を表するためにほかならない。さらに忘れてはならぬことは、本書のごとき、高度の厳密さを要する仕事を引き受けることを承諾された東洋経済新報社出版局の好意である。わたくしは著者とともに、その衝にあたられた諸氏の尽力に対して深く敬意を表するものである。

昭和45年7月

財団法人金融経済研究所理事

高橋 泰藏

は し が き

(1) 戦後、日本統計研究所編『日本経済統計集——明治大正昭和』（日本評論新社、昭和33年4月）、日本銀行統計局編『明治以降本邦主要経済統計』（日本銀行統計局、昭和41年7月）が刊行され、明治維新以来100年にわたる日本経済全般の計数が集大成されている。

しかし、これらの統計集は日本経済全般にわたっているため、金融については一般的な主要統計にとどまっている。そこで、わたくしはこれらの統計集に掲載されている金融統計をできるだけさけ、紙数の制約上その対象を銀行にしぼり、細部にわたる、しかし重要な統計を、(1)発券制度と通貨流通高、(2)国立銀行、(3)普通銀行(1)、(4)普通銀行(2)、(5)貯蓄銀行、(6)日本銀行、(7)特殊銀行、(8)金利の8章に分け、統計資料の集成・整備されていない戦前を中心として取り上げ、諸比率を算出した。

計数の正確を期するために、できるだけ原本から資料をとりその資料出所を明示し、かつ計数を生み出した経済金融事情、制度、政策をできるだけ客観的に述べた「解説」を加えて統計読解の便をはかり、金融統計からみた金融史をねらうことを試みた。

(2) 統計資料は主務官庁、当該銀行の出版物等最も正確と思われるものによったが、その原本そのものにも不突合の計数や誤植または間違いと思われる計数がかなり散見された。たとえば、

(イ) 大正4年末を調査した大蔵省銀行局編『第23回銀行総覧』によると、「各種銀行資本金別表」の普通銀行の株式会社形態の公称資本金「合計額」は1,228行483,245千円となっているが、内訳の実際合計額は484,518千円となる。一方『第23回銀行総覧』の「各種銀行数資本金統計表」によると、その計数は1,228行483,295千円である。この不突合の計数がそのまま大蔵省編『明治大正財政史』第16巻に掲載され、「合計額」は1,228行483,295千円となっているが、内訳の実際合計額は484,518千円となる。また大蔵省銀行局編『第40次銀行局年報』によると、その計数は1,228行482,572千円である。

(ロ) 大蔵省銀行局編『第46次銀行局年報』の「銀行数の異動」によると、大正10年末銀行総数2,015行のうち貯蓄銀行数636行となっているが、『第47次銀行局年報』によると、銀行総数2,049行のうち貯蓄銀行数670行となっており、このちがいについてなんらの説明がない。

(ハ) 昭和2年7月川崎貯蓄、東京貯蓄、東京貯蔵、安田貯蓄の4行は、東京預金利子協定を脱退し、あらたに東京貯蓄組合預金金利協定を締結、実施したが、その実施日を大蔵省理財局編『金融事項参考書』（昭和17年調）は、脱退日の昭和2年7月11日としているのに対して、東京手形交換所の資料によると昭和2年8月9日となっている。

以上二、三の例をあげたにすぎないが、このような事例がかなりみられたので、これらについては詳細な注をつけた。統計取扱いの重要なことの参考となれば幸いと考えたからである。原本からの資料収集には多大の努力を払ったつもりである。長い期間にわたって、資料の参看を許され、わたくし

の仕事に援助を惜しまれなかった各方面のご好意と寛容を忘れることはできない。厚く感謝の意を表する。

(3) 戦前の大蔵省理財局編『金融事項参考書』、大蔵省銀行局編『銀行局年報』、日本銀行調査局編『本邦経済統計』の普通銀行の計数は、すべて普通銀行1本となっている。また戦後の日本銀行統計局編『本邦経済統計』も、昭和5年末以降の都市銀行、地方銀行別の計数が掲載されているが、それ以前はない。

ところで、都市銀行と地方銀行とはその生い立ち、発展を異にし、その業態も異なるので、別個にとらえる必要がある。もっとも普通銀行の勘定処理が今日のように整ってきたのは、昭和3年1月の「銀行法」施行後であって、それ以前は今日のように勘定処理が明確でなく、たとえばコール・ローンを、コール・ローンとして処理する銀行もあれば、貸付あるいは預け金として処理する銀行もあった。また手形貸付と手形割引とが混同処理され、これが確然と区別されるようになったのは大正5年5月の「銀行条例施行細則」付属雛形によってである。このような勘定処理のほか、三井、三菱、安田、住友、第一の5行（昭和8年末以降は三和を加えた6行）のほかを地方銀行とみなすことも問題がある。

しかし、このようなことをふまえたうえで、五大銀行（昭和8年末以降は六大銀行）の計数を集計し、全国普通銀行計数より控除したものを地方銀行とみなし、統計利用者の便をはかって諸比率を算出した。

(4) 単位以下の数字は原則として四捨五入の方法によったが、タテヨコの数字が合致するよう若干修正した個所もある。

(5) 本書は金融経済研究所刊行の『金融経済』（昭和39年8月号～39年10月号）、金融ジャーナル社刊行の『金融ジャーナル』（昭和40年3月号～44年6月号）に掲載した金融統計を素材として、まったく新しく書きなおしたものである。

本書は財団法人金融経済研究所当局のご好意と、わたくしの勤務する三井銀行のご援助によって、『金融経済研究所叢書別冊』の1冊として東洋経済新報社より刊行されることとなったものである。この機会に上記の関係当局者ならびに組版その他困難な本書の出版を引き受けて下さった東洋経済新報社出版局の関係者諸氏に心からお礼申し上げる。

昭和45年7月

後 藤 新 一

金融経済研究所叢書

日本における金融政策

——日本銀行を中心として——

ヒュー・T・パトリック

三宅武雄 訳

明治前期の銀行制度

——日本金融市場発達史 I——

金融経済研究所 編

日本の銀行制度確立史

——日本金融市場発達史 II——

金融経済研究所 編

長期経済統計 推計と分析 全13巻

編集者 大川一司

篠原三代平

梅村又次

書名太字既刊

(1) 国民所得 大川一司他

(2) 人口と労働力 梅村又次
南亮進

(3) 資本ストック 大川一司他

(4) 資本形成 江見康一

(5) 貯蓄と通貨 江見康一
伊東政吉

(6) 個人消費支出 篠原三代平

(7) 財政支出 江見康一
塩野谷祐一

(8) 物価 大川一司他

(9) 農林業 梅村又次他

(10) 鉱工業 篠原三代平
梅村又次他

(11) 繊維工業 藤野正三郎他

(12) 鉄道と電力 南亮進

(13) 府県経済統計 篠原三代平
梅村又次

東洋経済新報社

目 次

『金融経済研究所叢書別冊』刊行によせて

本書の刊行にあたって

は し が き

第1章 発券制度と通貨流通高	3
(1) 銀行券発行制度の沿革	3
(2) 銀行券発行高と準備内訳	13
(3) 日本銀行正貨準備と在外正貨	20
(4) 日本銀行法による銀行券保証充当限度	25
(5) 通貨流通高	26
第2章 国立銀行	39
(1) 国立銀行紙幣	39
(2) 資本金別国立銀行数	42
(3) 国立銀行株主構成	43
(4) 国立銀行主要勘定	44
第3章 普通銀行 (1)	53
(1) 銀行条例施行前の普通銀行数, 資本金	53
(2) 全銀行数累年異動とその集中状況	54
(3) 普通銀行数累年異動とその集中状況	55
(4) 普通銀行新設・廃業・合併数とその1行当り公称資本金	70
(5) 府県別普通銀行数	71
(6) 公称資本金別普通銀行数	76
(7) 普通銀行公称資本金の異動	80
(8) 組織形態別普通銀行数	82
(9) 普通銀行の他業兼営	84
(10) 普通銀行主要勘定	88
(11) 五大銀行(都市銀行)主要勘定	89

(12) 地方銀行主要勘定	94
(13) 六大銀行（銀行別）主要勘定	101
(14) 五大銀行（六大銀行）の全国普通銀行に占める割合	116
第4章 普通銀行(2)	121
(1) 普通銀行総預金に占める官公預金の割合	121
(2) 普通銀行所有有価証券	121
(3) 普通銀行借入金・預け金	121
(4) 普通銀行担保別貸付金	121
(5) 普通銀行公称資本金別・組織形態別・市郡別・府県別不動産 抵当貸付金	129
(6) 普通銀行業種別・金額別・地域別貸出	134
(7) 地方銀行の中小商工業者への手形貸付・証書貸付	144
(8) 普通銀行貸出金勘定科目別1口当り金額	146
(9) 普通銀行預金者別預金	146
(10) 普通銀行総預金勘定科目別1口当り金額	149
(11) 普通銀行預金支払準備	149
(12) 普通銀行支店出張所数	152
第5章 貯蓄銀行	155
(1) 貯蓄銀行条例施行前の専業貯蓄銀行数、資本金	155
(2) 貯蓄銀行数累年異動とその集中状況	156
(3) 貯蓄兼営普通銀行数累年異動	161
(4) 専業貯蓄銀行数累年異動	164
(5) 貯蓄銀行新設・廃業・合併数とその1行当り公称資本金	165
(6) 府県別貯蓄銀行数	170
(7) 公称資本金別貯蓄銀行数	170
(8) 貯蓄銀行公称資本金の異動	171
(9) 貯蓄銀行主要勘定	172
(10) 貯蓄銀行担保別貸付金	177
(11) 貯蓄銀行貸付金残高とその構成比	177
(12) 貯蓄銀行業種別・金額別・地域別貸付	177

(13) 貯蓄銀行貸付金 1 口当り金額	181
(14) 貯蓄銀行預金積金 1 口当り金額	185
(15) 貯蓄銀行貯蓄預金と払戻担保額	185
第 6 章 日 本 銀 行	189
(1) 日本銀行主要勘定	189
(2) 日本銀行特別融通	196
(3) 日本銀行担保品（保証品）付割引手形	199
(4) 日本銀行取引先別割引手形	203
第 7 章 特 殊 銀 行	205
(1) 特 殊 銀 行	205
(2) 横浜正金銀行	208
(3) 日本勧業銀行	216
(4) 農 工 銀 行	225
(5) 北海道拓殖銀行	227
(6) 日本興業銀行	234
(7) 台 湾 銀 行	241
(8) 朝 鮮 銀 行	250
(9) 朝鮮殖産銀行	257
第 8 章 金 利	263
(1) 銀行預金利子協定の預金金利	263
(2) 貯蓄銀行単独の預金利子協定の預金金利	268
(3) 東京の銀行貸出協定金利	270
(4) 東京の銀行預貸金金利	272

参 考 文 献

統 計 表 索 引

日本の金融統計

第1章 発券制度と通貨流通高

(1) 銀行券発行制度の沿革

表1は日本銀行創立以来の銀行券発行制度の沿革を示したものであり、表2はとくに制限外発行制度の沿革を示したものである。

<解説>

(1) 日本銀行は「日本銀行条例」(明治15年6月27日、太政官布告第32号)によって資本金10百万円で創立され、明治15年10月開業した。

日本銀行は「日本銀行条例」第14条によって、兌換銀行券発行の特権が付与された。しかし、当時は政府の紙幣整理方策にもかかわらず不換紙幣と銀貨とにまだ相当な価値の開きがあり、日本銀行が開業と同時に兌換銀行券を発行すると、準備正貨の取付けにあうことは必至であったので、「日本銀行条例」第14条但し書によって「銀行券ヲ発行セシムル時ハ別段ノ規則ヲ制定シ更ニ頒布スル」こととした。

このように日本銀行は兌換銀行券を発行しない中央銀行というきわめて変則的な姿で発足したことは注目に値しよう。¹⁾

(2) その後、政府の紙幣整理は漸次進捗し、紙幣価格の回復をみ、物価の下落、輸出超過にともなう正貨の流入、金利の低落等、兌換銀行券発行の素地がつけられた。

そこで、大蔵卿松方正義の建議にもとづいて、明治17年5月「兌換銀行券条例」(明治17年5月26日、太政官布告第18号、明治17年7月1日施行)が公布された。この「兌換銀行券条例」によって、

日本銀行は「銀貨ヲ以テ兌換スル」銀行券を発行し(第1条)、「兌換銀行券ノ種類ハ1円、5円、10円、20円、50円、100円、200円ノ7種」で、「大蔵卿ハ各種ニ就テ其発行高ヲ定」めるが(第3条)、日本銀行は「兌換銀行券発行高ニ対シ相当ノ銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツ」ることとした(第2条)。これは「当時銀紙ノ差未タ全ク除却セス殊ニ業務上慣熟ヲ欠クノ際、先ツ発行高ト同額ノ正貨準備ヲ置カシメ著々歩ヲ進メテ漸次其発行ラシテ準備ノ2倍若クハ3倍ニモ達センメントノ精神ナリ、敢テ準備ノ比例ヲ法律上ニ一定セス事業ノ伸張ト市場ノ需要トニ由リ屈伸張弛貨幣ノ流通ラシテ円滑流暢ナラシム所謂比例伸縮法ニ拠リタルモノ²⁾とした。

ところが、「兌換銀行券条例」第11条によって明治18年5月「兌換銀行券発行手続」が定められ、「日本銀行ニ於テ発行スル銀行券ノ員額ハ融通ノ景況ニヨリ大蔵卿時々之ヲ指定スルモノ」とし(第1条)、「其発行高ト準備金トノ割合ハ大蔵卿時々之ヲ指定スルモノ」とし(第2条)、また、「兌換銀行券各種ノ発行高ハ取引ノ便宜融通ノ景況ヲ量リ日本銀行ノ稟申ニ拠リ大蔵卿之ヲ定メ」ることとした(第3条)。

この発行手続にもとづいて明治18年5月まず10円券が発行され、融通の景況によって兌換銀行券発行限度は別表1のとおり増額された。

(3) 明治18年5月兌換銀行券発行以来その発行

表 1 銀行券発行制度の沿革

期 間	根 拠 法		正 貨 準 側	限 度 額
自明治17. 7. 1 至 " 21. 7. 31	兌換銀行券条例 (明治17.7.1施行, 太政官布告第18号)	兌 換 銀 行 券	銀貨 (第2条)	融通の景況によって 大蔵卿が時々指定
自 " 21. 8. 1 至 " 23. 5. 16	兌換銀行券条例中改正 (明治21.8.1, 勅令第59号)		金銀貨および地金 銀 (第2条)	70百万円
自 " 23. 5. 17 至 " 32. 3. 9	兌換銀行券条例中改正 (明治23.5.17公布, 法律第34号)		貨幣法の施行によ り明治30年10月か ら銀貨および銀地 金は引換準備総額 の四分の一以下に おさえられた	85
自 " 32. 3. 10 至昭和 7. 6. 30	兌換銀行券条例第2条中改正 (明治32.3.10公布, 法律第55号)			120
自 " 7. 7. 1 至 " 13. 3. 31	兌換銀行券条例中改正 (昭和7.7.1施行, 法律第9号)			10億円
自 " 13. 4. 1 至 " 14. 3. 31	兌換銀行券の保証発行限度の臨時拡張に関する件 (昭和13.4.1施行, 法律第64号)			17
自 " 14. 4. 1 至 " 16. 3. 31	昭和13年法律第64号中改正 (昭和14.4.1施行, 法律第58号)			22
自 " 16. 4. 1 至 " 17. 3. 31	兌換銀行券条例の臨時特例に関する件 (昭和16.4.1施行, 法律第14号)			47
自 " 17. 4. 1 至 " 23. 1. 20	日本銀行法 (昭和17.2.24公布, 法律第67号)	銀 行 券		60
自 " 23. 1. 21 至 " 23. 9. 30	日本銀行法の一部を改正する等の法律 (昭和22.4.1公布, 法律第46号)			2,700
自 " 23.10. 1 至 " 23.12.31				3,300
自 " 24. 1. 1 至 " 25.11.27				3,500
自 " 25.11.28 至 " 26.12.15				3,900
自 " 26.12.16 至 " 27.12. 9				4,700
自 " 27.12.10 至 " 31.12.14				5,100
自 " 31.12.15 至 " 34. 6. 9				6,500
自 " 34. 6.10 至 " 35. 6.30				8,000
自 " 35. 7. 1 至 " 36. 6. 6				9,500
自 " 36. 6. 7 至 " 37. 7. 3				11,500
自 " 37. 7. 4 至 " 38. 7.19				12,500
自 " 38. 7.20 至 " 39. 7. 7				16,000
自 " 39. 7. 8 至 " 40. 7. 6				18,500
自 " 40. 7. 7 至 " 41. 8. 2				21,500
自 " 41. 8. 3 至 " 42. 8.22				24,500
自 " 42. 8.23 至 " 43. 8.27				29,000
自 " 43. 8.28 至 " 44.10. 3				34,000
自 " 44.10. 4				41,000

資料出所 日本銀行調査局編『日本銀行関係法令の変遷』(調特別特第6号, 昭和37年11月), 大蔵省理財局編『金融事項参考書』(昭和17年調)(大蔵省印
銀行調査局編『日本銀行の沿革と現状概説』(増補改訂版)(調内第1号, 昭和27年10月), 日本銀行調査局編『日本金融年報』(調特別

注 1. 明治17年7月施行の「兌換銀行券条例」(明治17.5.26, 太政官布告第18号, 明治17.7.1 施行) 第11条によって, 明治18年5月兌換銀行券発行手
ニヨリ大蔵卿時々指定」し (第1条), 「日本銀行ハ兌換銀行券発行高ニ対シ相当ノ準備銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ, 其発行高ト準備金
2. 昭和16年4月施行の「兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ関スル件」(昭和16.3.3公布, 法律第14号, 昭和16.4.1施行) にもとづいて, 昭和17年4月1
「日本銀行法」(第61条) によってそのまま踏襲された。
3. 「日本銀行法」第30条第2項によって銀行券の最高発行限度は公示することとなっているが, 昭和18年度の銀行券最高発行限度は72億円と定め
たので(前掲『日本銀行の沿革と現状概説』83-84ページ), 本表では昭和18年度の最高発行限度を省略した。

保証物件	制限外発行税率	銀行券の種類
とくに規定なし	とくに規定なし	1円, 5円, 10円, 20円, 50円, 100円, 200円の7種類 (第3条)
政府発行の公債証書, 大蔵省証券その他確実な証券または商業手形 (第2条)	制限外発行高に対して年5分以上 (第2条)	
	16日以降の制限外発行高に対して年3分以上 (第2条)	
金銀貨, 地金銀, 政府発行の公債証書, 大蔵省証券その他確実な証券または商業手形 (第2条)	制限外発行高に対して年3分以上 (第1条)	上記7種のほか大蔵大臣が定める (第3条)
商業手形, 銀行引受手形, その他の手形 (第32条第2項第1号)	制限外発行税廃止	
手形, 国債その他の有価証券, 地金銀または商品を担保とする貸付金 (一般貸付金) (第32条第2項第2号)	16日以降の制限外発行高に対して大蔵大臣の定める税率 (第31条の2)	大蔵大臣の決定 (第33条)
政府に対する担保を徴しない貸付金 (政府貸付金) (第32条第2項第2号)	ただし, 昭和22年12月19日から昭和27年7月31日までは通貨発行審議会の議決をへて大蔵大臣が定めた最低税率以上	
国債 (第32条第2項第3号)		
日本銀行法第20条第5号のその他の債券 (第32条第2項第4号)		
外国為替 (第32条第2項第5号)		
地金銀 (金銀貨を含む) (第32条第2項第6号)		

刷局, 昭和17年12月) 12ページ, 大蔵省銀行局編『銀行局金融年報』日本特第3号, 昭和36年6月)を参照して作成。

続が定められ, 本手続きによって, 兌換銀行券の発行限度は「融通ノ景況トノ割合ハ大蔵卿時々之ヲ指定スルモノ」とした (第2条)。

日昭和17年度の銀行券最高発行限度は60億円と定められたが, この限度は

られたが, この限度は一般に公表されず日本銀行限りの内達にとどめられ

高は増加し, その流通も円滑でわが国幣制の基礎も確立したので, 政府は明治21年8月「兌換銀行券条例」を改正した (明治21年8月1日, 勅令第59号)。「改正ノ要点ヲ一ロニ言ヘハ, 現行条例ノ判然タラサル点ヲ判然タラシムルニ在リ, 其所謂判然タラサル点トハ彼ノ引換準備ノ額」³⁾であるので, 保証発行屈伸制限制度を採用したが, その内容はつぎのとおりである。

(イ) 日本銀行は正貨準備さえあれば, その金額のいかんをとわず, 同額の兌換銀行券を発行できる (第2条第1項) (正貨準備発行)。

(ロ) 日本銀行は商業手形・国債・大蔵省証券その他確実な証券を保証として, 限度70百万円まで, 正貨準備発行とは別個に兌換銀行券を発行しうる (第2条第2項) (保証発行)。

(ハ) 日本銀行は金融状況に鑑み, 必要があると認めた場合は, 大蔵大臣の許可をうけて, 70百万円の限度を超過した兌換銀行券の保証発行をなしうる (制限外発行)。

この制限外発行高に対して年5分以上の制限外発行税をおさめなければならないが, その税率は大蔵大臣が時々決定する (第2条第3項)。

この保証発行屈伸制限制度の採用について, 「兌換銀行券条例改正理由書」は欧州諸国の発券制度を準備比例法・発行制限法・制限屈伸法・比例伸縮法の四つに類型し, それぞれの「得失ヲ考ヘ欧州各国ノ実例ヲ案シテ我国方今ノ形況ニ適スルノ制ヲ求ムルニ, 第一正貨準備ニ対スル兌換券ハ其発行額ヲ制限セス, 第二証券準備ニ対スルモノニ至リテハ法律ヲ以テ明ニ其発行額ヲ制限スト雖モ, 市場ノ必要アルニ際シテ特ニ之ヲ超過スルヲ得ルノ活路ヲ開クヲ以テ最良ノ方法ト為スヘシ, 是レ発行制限法ノ弊ヲ矯メテ制限屈伸法, 比例伸縮法等ノ利ヲ収ムルモノナリ」⁴⁾と述べている。

本改正によって「従来ノ発行方法タル比例伸縮法ヲ改メテ専ラ独乙ニ行ハルル制限屈伸法ニ倣」⁵⁾